

(案)

長久手市議会基本条例（平成26年条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第21条 議会は、<u>大規模災害、その他の災害及び市民に重大な健康危機等発生</u>の恐れがある緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めるものとする。</p>	<p>第21条 議会は、<u>大規模災害等の</u> _____緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めるものとする。</p>
<p>第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、<u>必要に応じ</u>_____この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p>	<p>第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、<u>できるだけ速やかに</u>この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

平成 28 年 5 月 18 日施行

大規模災害とその他の災害及び市民に重大な健康危機等発生のおそれがある緊急事態時における市議会の対応に関する規定  
(災害対策行動マニュアル)

## 1 目的

長久手市議会は、大規模災害等の緊急事態発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制を整えることを目的とする。

## 2 災害対策会議の設置

長久手市議会議長（以下、議長）は、大規模災害とその他の災害及び市民に重大な健康危機等発生のおそれがある場合において、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため、長久手市議会災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置することができる。

## 3 基本方針

議長は、下記の場合に副議長とともに市議会の災害対応を統括する。

- (1) 市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、火災等により市内に甚大な被害が生じたとき
- (3) その他の災害や感染症等、市民に重大な健康危機が発生するおそれがある場合

## 4 基本姿勢

長久手市議会（以下、市議会）は、下記の対応を基本とする。

- (1) 長久手市災害対策本部等（以下、「市対策本部等」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動ができるよう最大限の協力、支援をする。
- (2) 国、県、関係各機関に必要な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員や職員のみならず、庁舎の被災も想定されるため、状況に応じた柔軟かつ的確な対応をする。

## 5 行動原則

議員は、長久手市地域防災計画等に定める市対策本部等が設置された場合

は、その所在を議会に報告し連絡体制を整える。また、大規模な災害が発生した場合は、自身及び家族の安全確保を第一とし、連絡手段が確保できたときは、自身及び周辺の被災状況を議会に報告する。また、招集があるまでは一市民として、応急対策等に参加すること。その際は市民の安全の確保と不安の払しょくを優先し対処することを心がけること。

## 6 行動基準

### ◆自然災害発生時

#### (1) 初動期

##### ◇災害発生 24 時間以内

初動期においては、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

ア 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認をする。

イ 議長（議長に事故あるときは別表のとおり）は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議長及び副議長は、速やかに議会控室に参集する。

ウ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動をするとともに、情報収集に努める。

エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

オ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。この場合、残りの議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。

##### ◇災害発生 72 時間以内

ア 議長は、状況に応じて議会対応を協議する災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を行うため、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

イ 必要に応じて、議長及び副議長は、災害地視察をする。

ウ 議員の参集は原則徒歩とし、自己の飲料水、食料等を必要に応じて携行する。

#### (2) 中期（災害発生後おおよそ 1 週間以内）

中期においては、対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有をする。

ア 対策会議は、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。

- ・ 今後の活動方針
  - ・ 調査活動スケジュール
  - ・ 調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
  - ・ 役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- イ 議員は、対策会議で担当することとなった被災地や避難所へ赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。
- ウ 議長は、調査結果を集約し、市対策本部へ報告する。

(3) 後 期（災害発生後 1 週間以降） 市対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

ア 復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を議会が取りまとめる。

イ 議長は、調査結果を市対策本部に提供する。

#### ◆健康危機等発生時

- (1) 議長（議長に健康被害があるときは別表のとおり）及び副議長は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議員控室に参集する。
- (2) 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。
- (3) 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。
- (4) 議員及び議会事務局は、傍聴者を含め、議会内における健康被害防止策を速やかに実施する。（マスクの着用、検温、換気、三密回避の徹底等）
- (5) 議員は、議会事務局と連絡を取り、健康状態を報告する。
- (6) 対策会議からの情報は、市議会ホームページ及びフェイスブックを通じて市民に提供する。
- (7) 災害時でも議会機能を維持するという根幹的な役割を果たせるよう、平時から会議の方法や、市民が傍聴できるしくみ作りについて検討し備えておく。

7 この規定に定めがないものは議員が協議して定める。

8 平成 8 年 9 月 4 日制定の「大震災発生時における市議会の応急活動等について」は廃止する。

#### 附 則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。健康危機等について追記。